

教育職員検定により取得した教育職員免許状＜再授与(検定)申請＞

教育職員免許法別表第3から第8まで等を根拠として教育職員検定により沖縄県教育委員会から授与された教育職員免許状が、期限切れにより失効した場合の手続きです。下記の書類を提出してください。

※沖縄県教育委員会から授与された普通免許状の期限切れ失効再授与申請であっても、沖縄県教育委員会から授与されたことが確認できない場合、追加で書類提出が必要になる場合があります。

【提出書類および記入方法】

1 教育職員検定願(第5号様式)

- ① 受けようとする教育職員免許状の学校種、教科ごとに別々の用紙を用いること。
- ② 手数料として沖縄県収入証紙を5,000円分貼付すること。(沖縄県内の銀行で購入する)
- ③ 本籍、氏名は戸籍抄本どおりに正式に記入すること。(氏名のふりがなも必ず記入すること)
- ④ 生年月日は元号(昭和・平成など)で記入すること。
- ⑤ 電話番号は確実に連絡のとれる番号を記載すること。(携帯電話等)

2 戸籍抄本

- ・本籍地の市町村役場で取得。発行から3か月以内のもの。(住民票ではない)

3 学校又は勤務先控の履歴書の写し(A4サイズでコピー 校長又は勤務先の原本証明を付すこと)

4 宣誓書(第3号様式)

- ※本務教員は提出不要。

5 身体に関する証明書(第8号様式)

- ・現に教員として勤務する場合、定期健康診断書や人間ドックの結果の写し(A4サイズでコピー)に校長(所属長)の原本証明を付したものを提出することは可。

6 学力に関する証明書(開封無効)又は沖縄県教育委員会免許法認定講習単位修得証明書の写し(A4サイズでコピー)

○学力に関する証明書について

- ・学力に関する証明書は、大学が発行し、教育職員免許状の取得に必要な単位修得を証明するもの。
※成績証明書や単位修得証明書などの書類は教育職員免許状の授与・検定の申請では使用できない。
- ・申請時点の教育職員免許法に対応したもので発行してもらうこと。
- ・複数の大学で単位を修得した場合は、取得した単位に係る全ての学力に関する証明書を提出すること。

7 沖縄県教育委員会免許法認定講習の修得科目一覧(該当者のみ)

- ※紛失などにより、沖縄県教育委員会免許法認定講習の単位修得証明書の写しを提出できない場合のみ提出すること。(単位修得証明書は再発行できないため)
- ・提出の際は受講年度をもれなく記入して提出すること。

8 教育職員免許状の更新関係証明書の写し(A4サイズでコピー 該当者のみ)

- ※1回目は更新したが2回目は更新せず期限切れ失効した場合など、期限切れ失効以前に教育職員免許状の更新関係の手続き(更新、延期、免除、回復)を行っている場合、その後に教育委員会から発行された証明書(更新講習修了確認証明書等)の写しを提出すること。

9 所有する全ての教育職員免許状の写し(A4サイズでコピー)

- ※期限切れ失効となった旧免許状を持っている場合は、必ず免許状原本を提出すること。
- ・旧免許状など裏面(学位、卒業大学等が記載)にも記載があれば両面の写しを提出すること。

※8、9について

- ・教育職員免許状の更新関係証明書、教育職員免許状を紛失した場合は、発行から3ヶ月以内の授与証明書の原本を提出すること。
- (授与証明書の交付は、当該免許状を授与した都道府県教育委員会に申請すること)

10 300円分の切手を貼付した返信用封筒（角形2号）又は返信用レターパック

※ 書類不備の際の差し戻しも提出された返信用封筒で「特定記録」で送付するため、切手は不足が生じたり、貼り忘れをしないこと。

- ① 角形2号：A4サイズの書類が入る程度の大きさ
- ② 送付先の郵便番号、住所、氏名（様）を必ず記載すること。
- ③ 速達を希望する場合は「速達」と記入し、速達料金分（260円）の切手も貼付すること。

【注意】

- ・2種類以上の教育職員免許状を同時に申請する場合は教育職員検定願（第5号様式）以外は1通でよい。
- ・誤って記入した場合は修正液や修正テープを使用せず、二重線で消した後、そばの余白に正しく記入すること。
- ・教育職員免許状の取得後、氏名、本籍地等に変更が生じた場合は速やかに免許状の書換を申請すること。
- ・上記1から10に加え、
 - ①沖縄県教育委員会以外の都道府県教育委員会から授与された幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭の普通免許状が期限切れ失効し、沖縄県教育委員会に再授与申請する場合、
 - ②沖縄県教育委員会から授与された免許状の期限切れ失効再授与申請の際、沖縄県教育委員会から授与されたことが確認できない場合、は、以下の書類の提出が必要となる場合があります。（これらの書類の記載方法、留意点、様式などの詳細はそれぞれの教育職員免許状に係る教職員検定の資料を御確認ください。）
 - 実務に関する証明書（第4号様式）（開封無効）
 - 人物に関する証明書（第6号様式）（開封無効）
 - 教科に関する証明書（第7号様式）（開封無効）（該当者のみ）
 - 実地の経験及び技術に関する証明書（第9号様式）（該当者のみ）（開封無効）
 - 非常勤講師に係る勤務日数等について（任意様式 該当者のみ）
 - 修得科目一覧（沖縄県免許法認定講習の単位修得証明書がない場合のみ）

問い合わせ・提出書類送付先 沖縄県教育庁学校人事課 小中学校人事班

TEL 098-866-2730 FAX 098-866-2724

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁舎13階）

第5号様式（第8条—第10条、第11条、第12条、第13条—第15条関係）

沖縄県収入
証紙貼付欄

教 育 職 員 検 定 願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

本 籍

現 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

受けようとする 免許状の種類	教諭			免許状		
受けようとする 免許状の教科 又は教育領域						
有する免許状の 種類				教科又は 教育領域		
番号		授 与 年月日		授与 権者		

※欄は記入しないこと。

※ 受 付	※判定	※ 不合格の理由

第3号様式（第3条—第16条関係）

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏 名

沖縄県教育委員会 殿

備考

教育職員免許法第5条第1項

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第8号様式（第8条—第15条関係）

身体に関する証明書

本籍

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

身長	cm		体重	kg
視力	右	矯正（ ）	聴力	右
	左	矯正（ ）		左
疾病異状	既往歴			
	現	結核性疾患		
	症	その他の疾患		
所見				

上記のとおり診断する。

年 月 日

住所
 検査 〔 病院名
 医師名

印

注 所見は教育職員として勤務するのに適不適について総合的所見を記述すること。